

第2章 武力攻撃災害の復旧

1 基本的考え方

(1) 武力攻撃災害に対する復旧の考え方

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、国において整備される財政上の措置
その他本格的な復旧に向けた所要の法制等に従って県と連携して復旧を実施する。

(2) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災
の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると
判断するときは、地域の実情等を勘案して、当面の復旧の方向を定める。